

議案第49号

指定管理者の指定について（阿倍野駅自転車駐車場ほか22施設）

阿倍野駅自転車駐車場ほか22施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 有料自転車駐車場の名称

- 阿倍野駅自転車駐車場
- 昭和町駅自転車駐車場
- 寺田町駅自転車駐車場
- 天王寺駅自転車駐車場
- 西田辺駅自転車駐車場
- 文の里駅自転車駐車場
- 北加賀屋駅自転車駐車場
- 住ノ江駅自転車駐車場
- 住之江公園駅自転車駐車場
- あびこ駅自転車駐車場
- 我孫子町駅自転車駐車場
- 我孫子前駅自転車駐車場
- 粉浜駅自転車駐車場
- 沢ノ町駅自転車駐車場
- 杉本町駅自転車駐車場
- 住吉大社駅自転車駐車場
- 住吉東駅自転車駐車場
- 玉出駅自転車駐車場
- 帝塚山駅自転車駐車場
- 岸里駅自転車駐車場
- 岸里玉出駅自転車駐車場

天下茶屋駅自転車駐車場

花園町駅自転車駐車場

2 指定管理者

東京都中央区日本橋小網町7番2号

サイカパーキング連合体

構成員 サイカパーキング株式会社

大阪サイカパーキング株式会社

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

阿倍野駅自転車駐車場ほか22施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 省 略